

# 平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月15日  
国立大学法人 京都工芸繊維大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

## 1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。）に基づき、平成20年度からの環境配慮型契約の本格的な実施に向け、具体的な運用を検討することとした。

## 2. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための本学における体制として、「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づきグリーン調達を更に推進した。
- 環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に参加し、電気の供給を受ける契約及び自動車の購入に係る契約について、平成20年度から「裾切り方式」・「総合評価落札方式」を実施できるよう、具体的な運用を検討する予定である。
- 大規模な建築物の新営又は改修に係る設計業務については、平成20年度から環境配慮型プロポーザル方式で実施する予定である。
- ESCO事業については、平成20年度から本学の管理する施設に係るESCO事業実施の可能性について検討する予定である。